(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び豊田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年三月十六日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
愛知県豊田市永太郎町棚下一六四の四、七七七の一、入田一七一・一七二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一八一、一八九、洞二一六の一（次の図に示す部分に限る。）、七二五の一、寺洞六九二の一、常寒二五六（次の図に示す部分に限る。）、烏帽子一九二（次の図に示す部分に限る。）、乗越二〇二、筑紫田八二〇の一、市場町陣出八五八から八六〇まで、八五九の一、八六一の一、八七八の一、八九〇の一、八九一の二、八九二の二、八九三の一、八九四の一、八九五、八九九の一、八九九の二、九〇〇の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
筑紫田八二〇の一
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び豊田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年三月十六日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
愛知県北設楽郡設楽町神田字大申方三の三、三の五、三の六、五の一、五の三、六、七、一〇の一、一〇の二、豊根村坂宇場字御所平七〇の七二（次の図に示す部分に限る。）、七〇の一、七〇の二八、七〇の二九、七〇の三七から七〇の三九まで、七〇の二二一、七〇の二二二、七〇の二二四、七〇の二三一、七〇の二四八、七〇の二五三、七〇の二八四から七〇の二八六まで、三沢字池ノ嶋一四の三、一四の四、一五の一から一五の四まで、一六の一、一六の三、一九

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年三月十六日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
愛知県豊田市葛沢町中寸田崎一の一五から一の一九まで、二の一九から二の二九まで、三の一七から三の二九まで、五の二四から五の二九まで、六の七、弓ケ田和二の四七、二の四九から二の七八まで、寺屋敷四六の二、五一の六、五二の一八、五二の一九、五四の一九から五四の二二まで、矢玉一の一七から一の二〇まで、三の一七、四の三〇から四の三七まで、春兼六の三、二二の二、樫山一の二、一の二四、判ノ木一の二、一の二一から一の二四まで、柿ノ久保一九、東大見町奥山五の三、六の八、一〇の一一、一五の八、一八の六、一八の一九、一八の二〇、二〇の三、二五の七、新田平三一の八、五四の二、大見山三二の二、三三の二、三三の三、三四の二、三六の四、根木貝戸一の四、三の二、一五の二、一七の二、二一、二二、二四の二、二五、二六の二、上切一五の二、中切一の二、市平二六の二、二七の二、下ノ向二の二、木正平二一の三、札ノ辻五、六の一、七の一、八、九、山ノ中立町三林一八の二、石田三の二、青木一の七、天狗ノ下一の一三、西ノソンデ八の六、一三の六、一五の三、山谷町月布七の二、日影林二九の二、栃本五の二、大城二の三、二二の二、椿立町桑子七の二、足助町総山一の一九、一八の九、二三の三、二三の四、月ノ入二八の二、岩清水二六の六、梶平六七の三、落合三の一・一二の五・二二の一・二三の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、五の二、天王九の二、茗荷草二六の三、水洗三三の三、柳ケ洞一〇の三、一四の三、二〇の四、弓折二七の二、簑ノ鳥九の五、一五の一七、池田二の三、九の五、九の六、一〇の八、一一の二、二二の二、三二の一、蛇石五の四、一三の八、大入二〇の一、二〇の二、二四、二五、東後山一〇、三本松二九の三、三〇の一、三一の三、三二、三三、笠松一から三まで、東川端町川向山七の一〇、七の一一、室口町渡合二三の二、二四の一、桑窪一〇の二、一一の一、一一の二、一三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び米原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年三月十六日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
滋賀県東近江市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、東近江市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
東近江市（次の図に示す部分に限る。）